

消費者

1回だけのお試しだと思っていたのに 定期購入のトラブルに注意

【事例】

Aさんはスマートフォンで「初回限定1袋100円」というダイエット健康食品の広告を見て、1回のお試しのつもりで注文しました。商品が届いた数日後、同じ商品がたくさん届いたので、驚いて業者に電話したところ「定期コースの契約になっている。4万円払うように」と言われました。ホームページを確認すると、「1袋6日分。1回目に6日分、2回目に4カ月分届くコース。2回目を支払わないと解約できない」と書いていました。注文した時はそのような条件には気が付きませんでした。

◆定期購入トラブル

インターネットの広告を見て、100円など少額のお試し価格で健康食品などを購入したら、定期購入の契約になっていたという相談が急増しています。

事業者にも電話しても「契約条件に従ってもらう」と、解約や返品に応じてもらえず、また、解約は電話のみ受け付けるという事業者には、なかなか電話がつながらないケースもあります。



◆フリーリング・オフ対象外
通信販売は、消費者が広告内容を見て注文するため不意打ち性がなく、フリーリング・オフ対象外で、解約条件は事業者によって異なります。スマートフォンは画面が小さく見過ごしがちですが、広告に条件が書かれていれば、原則事業者が応じない限り、解約ができないので注意が必要です。また、コンビニ後払いは、後払い決済業者が代金を立替え払いしており、支払いを拒むことが難しいです。

◆こんな点に注意

- ・画面を隅々までよく読み、契約内容を確認する。
- ・お試しなどの場合、定期購入になっていないか注意する。
- ・事業者の連絡先や返品特約、解約方法などを必ず確認する。
- ・電話がつかない場合は、電話をかけた日時や回数を記録し、メールやファクス、手紙などを送る。
- ・安さや「今だけ」などの見出しに惑わされず、納得したうえで契約しましょう。

■問い合わせ

消費者センター（☎829・1234）